国民年金保険料の口座振替について

国民年金保険料(以下、年金保険料)の納付方法は納付書(現金)での納付の他に、口座振替で納付する方法などがあり ます。口座振替は納め忘れがなく、手続きも簡単にでき、年金保険料の割引制度も利用できるのでおすすめです。

毎月年金保険料を納める際、当月分の年金保険料を当月末に引き落とす「早割」を申し込むと月額50円の割引になり ます。前納すれば、さらに割引があります。(前納にはそれぞれ申込期限がありますので事前にご確認ください)

○手続き場所・必要書類

振替先口座がある金融機関または大垣年金事務所、町役場住民人権課まで下記のものをお持ちください。

- 年金手帳または納付書
- 預貯金通帳
- 預貯金通帳届出印

問大垣年金事務所 ☎78-5166 住民人権課 **☎**32−1104

国民健康保険における非自発的失業者に対する軽減措置について

会社の倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇い止めによる離職(特定理由離職者)された人について、国民 健康保険税の計算などにおいて、該当者の給与所得を30/100として算定する軽減措置があります。

1. 対象者

倒産・解雇、雇い止めなどにより離職された人で次の条件全てを満たす人。

- ①国民健康保険の加入者であること。
- ②離職時点で65歳未満の人。
- ③雇用保険受給資格者証をお持ちの人で、「特定受給資格者」および「特定理由離職者」 (下記の離職理由コードに該当する人)
 - ・特定受給資格者:離職理由コード(11、12、21、22、31、32)
 - 特定理由離職者:離職理由コード(23、33、34)
- ※高年齢受給資格者(65歳到達日以後離職された人)および特例受給資格者(季節的に雇用されるまたは短期の雇用に 就くことを常態とする短期雇用特例被保険者)の人は対象となりませんのでご注意ください。
- ④非自発的失業軽減の申請書および雇用保険受給資格者証の写しの提出があること。

2. 軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

例)令和2年3月31日~令和3年3月30日までに離職した場合

令和4年3月31日まで軽減措置が受けられます。

※申請が遅れても、遡って軽減を受けることができる場合があります。詳しくはご相談ください。

問住民人権課 ☎32-1104

令和2年度 経済産業省 主唱 8月は「電気使用安全月間」です。

毎年、夏になると感電事故が多発します。このため、経済産業省では8月を タコ足配線は危険です 「電気使用安全月間」として、皆さんに注意を呼びかけています。

ご家庭でも安全点検を!

- ・傷んだ電線、コードを使っていませんか
- 洗濯機、電子レンジにアースは取り付けてありますか
- ・1つのコンセントからたくさんの電気を使っていませんか

問中部電気保安協会大垣営業所 ☎88-0188

